

## (一社) 長野県水泳連盟のガバナンス確保・コンプライアンス強化の取組みについて

### 1. ガバナンスコードについて

スポーツ団体ガバナンスコードにおいて対象となる団体は「スポーツの振興のための事業を行うことを目的とする団体」（スポーツ基本法第2条第2項）であり、N Fに該当しないスポーツ団体については適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものとして、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般向け）」が適用となります。

長野県水泳連盟は、この「スポーツ団体ガバナンスコード（一般向け）」を適用して適切な組織運営に取り組んでいます。

### 2. スポーツ団体に求められる適正なガバナンスの確保として、

- ・自らの主体的な努力により、適切な組織運営を図っていくこと
- ・自ら遵守すべき基準の作成等を行うこと
- ・以下に示されるガバナンスコードの各原則・規定を遵守するよう努めるとともに、その遵守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を定期的に公表してまいります。

### 3. スポーツ団体ガバナンスコード（一般向け）に示される各原則・規定の概要

- ・原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

　　団体に適用される法令、事業運営に当たって適用される法令等の遵守

　　適切な団体運営、事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

- ・原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

- ・原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

　　役員、指導者・競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施、またはコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと

- ・原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

　　財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること

　　国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること

　　会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

- ・原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営にかかる情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

- ・原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード（N F向け）の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

### 4. 長野県水泳連盟としての具体的な取組み

長野県水泳連盟としても、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化については、当然取り組まなければならない課題であり、既にN F向けガバナンスコードを適用している日本水泳連盟の取組みを参考とし取り組むほか、令和3年度において、一般向けガバナンスコードを適用している長野県スポーツ協会の適合性審査（4年に一度）を受け「適合」の審査結果をいただいている。

毎年度の実施を求められるセルフチェックシート（スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明）についても実施、提出済みであり、当該年度の取組み状況やセルフチェックシート等については公表をしてまいります。